令和7年度 森林(もり)を守るハンター養成講座実施業務 公募型プロポーザル募集要項

普段森林で働く林業従事者や森林所有者等を対象に、実践的な捕獲技術や ICT 技術の活用を普及する講習会を実施することとし、委託候補者を以下のとおり募集します。

1 業務概要

(1)委託業務名

令和7年度 森林(もり)を守るハンター養成講座実施業務

(2)委託業務内容

別添「令和7年度 森林(もり)を守るハンター養成講座実施業務仕様書」のとおり

(3)委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4)委託料上限額

金5,500,00円以内(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

本業務実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とする。

- (1)日本国内に法人格を有する団体であり、徳島県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- (2) 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有する者であること。
- (3) 本業務と同種又は類似の調査業務に関する実績を有すること。
- (4) 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該 当する者
 - イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けてい る者
 - ウ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
 - オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第 3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定され た日から2年を経過しない者
 - カ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団の構成員等
 - キ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

3 応募方法

(1)提出書類

必要書類等	部数	提出期限
①参加申込書(様式第1号)		令和7年7月2日(水)
②誓約書(様式第2号) 原本1部		午後5時(必着)
③提案者の概要等 (様式第3号)		
④企画提案書(様式第4号)	原本1部	
又は、任意様式企画提案書	副本5部	
⑤見積書(任意様式)		令和7年7月16日(水)
⑥法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)		午後5時(必着)
※コピー可。企画提案書の到着日時点で発行	1 部	
から3ヶ月以内のものを提出すること。		

(2) 提出方法

持参(午前10時から午後5時まで(土日・祝日を除く))又は郵送(書留郵便に限る)すること。

(3) 提出先

〒770−8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県農林水産部 鳥獣対策・里山振興課 鳥獣対策担当

(4) 質問及び回答

ア 質問の受付期間

令和7年7月2日(水)まで

午前10時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

イ 質問内容

原則として、業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、業務の仕様や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

ウ 質問方法

当該公募に係る質問は、様式第5号により、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で質問すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

エ 質問に対する回答

質問者及び参加申込みをしたすべての者に対して、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により回答する。

(5) 提出書類に関しての留意点

- ア 企画提案書は1者につき1提案とする。
- イ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ウ 提出期限後は、提出書類の変更、追加、差替え、再提出又は撤回を認めない。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- カ 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効となる。

- ・提出先又は提出期限に適合しないもの
- ・本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの

4 提案者の審査

(1)審查方法

県が設置する審査委員会において、提案者による企画提案のプレゼンテーションを 実施した上で、審査基準により総合的に採点評価し、基準点を満たし且つ1位の者を 契約相手方の候補とする。なお、参加者が1者であっても、上記の方法で判断する。

ア プレゼンテーション実施日

令和7年7月下旬を予定

- イ プレゼンテーションの所要時間
 - 1者あたり30分以内を予定(説明20分、質疑10分)

ウ注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時刻及び実施場所は、企画提案書の締切日 以降、企画提案申請者に対し、書面で通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、県が厳正な抽選を行い決定する。
- ・プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名を、令和7年7月18日(金)午後5時までにメールで報告すること。なお、出席者は最大3人までとする。
- ・プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は審査対象としない。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- ・参加申込書の提出が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。

(2) 審查基準

審查項目	審査の着目点	判断基準
	コンセプト	業務の内容について、目的と趣旨を踏まえた、具体的で
提案内容に		効果的な提案となっているか
関する視点	関連事業者との	業務遂行上必要な関係者との連携は可能であるか
	連携	
	実現性	提案された業務内容は、具体的でかつ実現性があり、
		本業務の目的を満たし、かつ成果が期待できるか
	経済合理性	見積額及び積算内訳・根拠は適当で費用対効果が高いか
	実施体制	業務の遂行に必要な体制が確保されているか
実施体制に 関する視点	及び技術力	捕獲等の指導を行うのに十分な技術力を有しているか
	捕獲及び調査の	環境省登録の鳥獣プロデータバンクにおいて、専門鳥獣
	専門性	がニホンジカの捕獲コーディネーター及び調査コーディ
		ネーターが在籍しているか
	スケジュール管理	業務スケジュールが具体的で、確実に実行できるか
実績に関す	類似業務の実績	過去に類似の業務を実施した実績又は知見を有してお
る視点		り、確実な履行が期待されるか

(3)審査結果

アプレゼンテーションを実施したすべての参加者に対し、書面で通知する。

- イ 審査等に関する照会には一切応じない。
- ウ 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

5 契約に関する事項

企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、県と委託候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な履行条件などの協議を行い、 双方が合意に至った場合に契約を締結する。

なお、県と委託候補者の協議が整わない場合は、審査基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

6 スケジュール

公募開始 令和7年 6月18日 (水)

参加申込書の提出締切令和7年7月2日(水)午後5時質問書の受付締切令和7年7月2日(水)午後5時企画提案書の提出締切令和7年7月16日(水)午後5時

審査委員会の開催令和7年 7月下旬(予定)審査結果の通知令和7年 7月下旬(予定)

7 問合せ先

徳島県農林水産部 鳥獣対策・里山振興課 鳥獣対策担当

電話番号 088-621-2687

ファクシミリ 088-621-2781

E-mail choujuutaisakusatoyamashinkouka@pref.tokushima.lg.jp